

# 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
新宿センタービル8階  
ニッシン債権回収株式会社  
代表取締役社長 合 田 益 己

## 第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、平成20年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 〔書面による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

### 〔電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって、平成20年6月19日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力下さいますようお願い申し上げます。なお、詳細は巻末の「インターネットでの議決権行使について」をご覧ください。

敬 具

### 記

- |            |    |  |
|------------|----|--|
| 1. 日       | 時  | 平成20年6月20日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場       | 所  | 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号<br>ハイアットリージェンシー東京<br>地下1階「センチュールーム」                       |
| 3. 会議の目的事項 |    |  |
| 報告事項       | 1. | 第7期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
|            | 2. | 第7期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件                                    |
| 決議事項       |    |  |
| 議 案        |    | 取締役6名選任の件  |

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面に議案に対する賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いいたします。
- (2) インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nissin-servicer.co.jp>)に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）におけるわが国経済は、上期におきましては企業収益回復に伴う設備投資の増加及び個人消費の回復により、穏やかな景気拡大が続きましたが、下期におきましては米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱及び原油価格高騰などの影響により、景気の先行き不透明感が増しております。

当社グループの属するサービス業界におきましては、主要行による不良債権処理が一段落したことにより、金融機関から売却される主な債権は「破綻先及び実質破綻先」から「破綻懸念先及び要注意先」に移行してきており、地域金融機関の不良債権処理は活発化しております。一方で、サービスの営業許可業者数は平成19年12月末時点で100社となっており、債権の買取競争は一段と激しさを増していることなどから、サービスにはより高度で柔軟な対応力と専門性、コンプライアンスの徹底が求められております。

また、当社グループの投資環境におきましては、改正貸金業法を背景としたノンバンク市場の先行き不透明感による影響及び不動産市場における一部流動性の低下など、予断を許さない状況であることから、投資につきましては慎重姿勢に転換し、顧客の再生と当社グループの収益確保に配慮した回収業務並びに再生関連業務、不動産関連業務の強化に努めました。

当連結会計年度の業績につきましては、厳格な価格査定による慎重な投資判断により、債権買取額（投資額）は12,338百万円（前期比36.9%減）、買取債権残高は28,750百万円（前期末比8.8%減）となりました。また不動産買取額（投資額）は3,640百万円（前期比82.2%減）、買取不動産残高は19,145百万円（前期末比1.5%減）となりました。

営業収益につきましては、買取債権回収高は18,792百万円（前期比0.0%増）、買取不動産につきましては、第4四半期に予定していた不動産物件の売却が計画通り進まなかったことから、買取不動産売却高は4,326百万円（同59.5%減）となりました。なお、NISグループ株式会社による新規ビル開発プロジェクトの進捗に伴う当該プロジェクトに係る出資収益等の計上などにより、その他収入は4,739百万円（同113.2%増）となり、合計では27,859百万円（同12.1%減）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権回収原価12,904百万円（前期比0.5%増）、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）の早期適用に伴う買取不動産評価損947百万円を含む買取不動産

売却原価4,784百万円（同43.9%減）、その他原価123百万円を合わせ、合計では17,812百万円（同17.0%減）となりました。この結果、営業総利益は10,046百万円（同1.8%減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給与手当647百万円（前期比16.0%増）、貸倒関連費用2,202百万円（同30.5%増）等を計上し、合計5,170百万円（同26.0%増）となりました。この結果、営業利益は4,875百万円（同19.4%減）となりました。

営業外収益は、40百万円（前期比64.9%減）となり、営業外費用につきましては、主に資金調達に伴う支払利息1,258百万円（同38.0%増）等により、合計で1,670百万円（同72.0%増）となりました。この結果、経常利益は3,245百万円（同37.5%減）となりました。

また、特別利益12百万円、投資有価証券評価損による特別損失167百万円、法人税関連費用1,721百万円（前期比13.0%減）、少数株主利益110百万円（同75.9%減）の計上により、当期純利益は1,258百万円（同53.6%減）となりました。

## (2) 資金調達の状況

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
短期借入金	14,171	23,290	20,446	17,014
長期借入金	35,125	7,790	17,728	25,187
社債	540	500	160	880
合計	49,836	31,580	38,335	43,081

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、NISグループ株式会社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び	
貸出コミットメントの総額	12,300 百万円
借入実行金額	△10,550 百万円
差引額	1,750 百万円

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は9百万円であり、その主なものは、債権管理回収業務の強化を目的とした基幹システムの開発に伴う無形固定資産の取得6百万円によるものであります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期 (当連結会計年度)
決 算 年 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月
営 業 収 益	11,198	15,947	31,690	27,859
経 常 利 益	1,761	4,029	5,192	3,245
当 期 純 利 益	1,022	2,353	2,711	1,258
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	8,327円66銭	4,360円70銭	2,509円80銭	1,157円94銭
総 資 産	20,474	40,903	62,470	56,717
純 資 産	4,687	6,649	9,758	10,555
自 己 資 本 比 率	22.9%	16.3%	13.7%	15.8%
1 株 当 た り 純 資 産 額	35,495円93銭	12,342円60銭	7,895円48銭	8,204円92銭

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 第6期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 3. 平成17年5月20日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。  
 4. 平成17年11月21日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。  
 5. 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

#### (5) 対処すべき課題

大手金融機関の不良債権処理はピークを越えたものの、今後、その処理ニーズにつきまちは債権流動化案件や再生型案件等の増加により、ますます多様化していくものと思われます。また、地方金融機関におきまちは不良債権処理が本格化していくものと思われます。一方、当業界におきまちは、参入業者数の増加等から一層その競争が激化しており、今後は、特定金銭債権買取価額の上昇による利益率への影響が予想されます。

このような状況の下、当社グループといたしましては、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

##### ① 組織体制及び人材の確保

当社グループの業容拡大のスピードに見合った優秀な人材の確保とそれに伴う組織体制の整備

② 取引先の拡大

更なる特定金銭債権の買取拡大を目的に、全国の金融機関に向けた営業活動の積極展開

③ 収益基盤の拡大

債権管理回収業務とともに不動産関連事業及び再生関連事業の充実を図り、市場環境の変化及び金融機関等の多様な不良債権処理ニーズに対応

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社23社、持分法適用関連会社11社を含めた計35社で構成されており、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として展開しております。

また、当社は、東京証券取引所市場第一部及びニューヨーク証券取引所の上場会社であるNISグループ株式会社の連結子会社であります。

当社は、総合金融サービスを提供するNISグループ株式会社より債権管理回収のノウハウを継承し、同社の100%出資により平成13年7月に設立された債権回収会社であります。当社は、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループの事業は、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。サービサー法に基づく債権回収会社の業務は、自己の投資判断と資金により買取した債権の管理回収業務と、債権へ投資した第三者からの債権管理回収受託業務とに大別されますが、当社は、自己買取及び管理回収事業をコアビジネスとして展開しております。

また、当社グループは、他の投資家と共同で特定金銭債権の共同買取業務等を行っており、当社は当社グループ会社買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

## (7) 主要な営業所

### ① 当社の営業所等

営業所等の名称	設備の内容	所在地
本社	事務所	東京都新宿区
関西営業所	事務所	大阪市中央区

### ② 主な子会社の営業所等

子会社の名称	営業所等の名称	設備の内容	所在地
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	本社	事務所	東京都新宿区
(有)ミヤコキャピタル	本社	事務所	東京都新宿区
(有)ジェイ・ツー・中国投資	本社	事務所	東京都新宿区

## (8) 従業員の状況

平成20年3月31日現在

区分	債権投資・管理回収部門	合計
従業員数(名)	105 (7)	105 (7)

- (注) 1. 従業員数欄の( )は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載していません。  
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いていません。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社はNISグループ株式会社であり、同社は当社の株式を800,000株(出資比率73.6%)保有しております。

NISグループ株式会社の特別顧問嵯岡秀夫氏及び常務取締役清水克敏氏の両氏を、当社取締役として招聘しております。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3	100.0	投資・不動産関連事業
(有)ミヤコキャピタル	3	100.0	債権買取
(有)ジェイ・ツー・中国投資	3	100.0	投資事業
他20社	—	—	—

## ③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(有)シー・エヌ・キャピタル	3	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・ツー	7	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・スリー	6	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・フォー	6	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・インベストメンツ	3	50.0	不動産関連事業
ストラテック(株)	100	43.0	企業再生ファンドの運営等
他5社	—	—	—

## ④ 企業結合の経過

当連結会計年度に新たに設立した2社及び出資持分の過半数以上を取得した4社を合わせて計6社増加しております。

なお、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた(有)新日本創造ファンドは、匿名組合出資の払戻により支配力がなくなったため、連結の範囲から除外しております。

また、(有)西新宿インベストメンツ及び、有限責任中間法人西新宿トラスト・ワンについては、平成20年3月21日及び平成20年3月26日付でそれぞれ清算終了したため、当連結会計年度末において連結の範囲より除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書を連結しております。



## (10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
N I S グ ル ー プ 株 式 会 社	10,550百万円
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	5,228
カーバル インベスターズ ジャパン合同会社	4,534
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	3,217
カ リ ヨ ン 銀 行	1,800

## (11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策として位置付け、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていく方針であり、配当政策につきましてはグループ経営の成果指標である連結業績を重視し、連結当期純利益に対する配当性向30%を目途とすることとしております。

当連結会計年度につきましては、上記方針に基づき1株につき415円の間配当を実施いたしました。が、予定の通期業績を計上することが出来なかったことから、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが、期末配当金につきましては見送ることとさせていただきます。

なお、平成19年12月に実施した中間配当415円により、連結当期純利益に対する年間配当性向は、35.9%となります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,087,360株
- (3) 当期末株主数 8,752名  
(前期末比 499名増)
- (4) 大株主の状況（自己株式を除く発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数
N I S グ ル ー プ 株 式 会 社	800,000株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当又は主な職業	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長 兼執行役員	合 田 益 己		
常務取締役 兼執行役員	山 口 達 也	経営管理部長	
取締役 兼執行役員	森 泉 浩 一	投資事業部長	
取締役 兼執行役員	豊 嶋 秀 直	弁 護 士	
取 締 役	清 水 克 敏		NISグループ株式会社 常務取締役
取 締 役	寄 岡 秀 夫		株式会社日新ビル 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	森 田 昌 弘		
常 勤 監 査 役	大 森 廣 行		
監 査 役	吉 本 修 二	弁 護 士	
監 査 役	山 田 啓 之	税 理 士	株式会社ジービージー 代表取締役 エイジックス株式会社 代表取締役

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

平成19年6月22日開催の第6期定時株主総会において、山口達也、森泉浩一の両氏は取締役に、大森廣行氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

取締役天野量公氏及び監査役新名忠矩氏は、平成19年6月22日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(3) 平成19年12月1日をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	新	旧
森 泉 浩 一	取締役兼執行役員 投資事業部長	取締役兼執行役員 アセットマネジメント部長

2. 取締役豊嶋秀直氏は、債権管理回収業に関する特別措置法第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
3. 取締役寄岡秀夫氏は、社外取締役であります。
4. 監査役吉本修二、山田啓之の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役山田啓之氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	4人	65百万円	
監査役	4人	31百万円	
合計	8人	97百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年8月2日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分は含まない）、及び平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、当該取締役報酬限度額とは別枠として、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠、年額50百万円以内（ただし、使用人分は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年8月2日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 社外役員の報酬等を含めております。
5. 期末現在の人員は取締役6名、監査役4名であります。取締役の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役及び社外取締役が各1名ずつ存在しているためであります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の会社の業務執行者との兼職状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	寄岡秀夫	株式会社日新ビル	代表取締役社長

(注) 株式会社日新ビルは当社親会社である、NISグループ株式会社の大株主であります。

### ② 他の会社の社外役員との兼任状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外監査役	吉本修二	株式会社栃木銀行	社外監査役

(注) 当社は株式会社栃木銀行との間に資金の借入等の取引関係があります。

- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
 社外取締役寄岡秀夫氏は、親会社であるNISグループ株式会社の代表取締役会長兼社長（現在は代表取締役社長）寄岡邦彦氏の実父であります。

④ 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	寄岡秀夫	当事業年度中に開催の取締役会18回中12回に出席し、主に金融業界及びグループ経営方針等の見地からの発言を適宜行っております。
監査役	吉本修二	当事業年度中に開催の取締役会18回中15回、監査役会15回中14回に出席し、主に金融業界及び弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	山田啓之	当事業年度中に開催の取締役会18回中13回、監査役会15回中14回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役については平成16年6月18日開催の第3期定時株主総会、社外監査役については平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、それぞれ定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役寄岡秀夫氏及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(b) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

⑥ 社外役員の子報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	1人	一百万円	27百万円
社外監査役	2人	12百万円	一百万円
合計	3人	12百万円	27百万円

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	金額
①報酬等の額	10百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10百万円

(注) 当社と会計監査人との間の契約において会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告するものといたします。

この他、監査役が、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを、取締役会に対し請求し、又は、取締役会に同意を求められたときは同意するものといたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制確立のため、以下のとおり体制を整備することとする。

- ① 「経営管理部」をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンス規程等の整備とその運用を図る。
- ② 「内部監査部」は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止及びその改善を行う。
- ③ 違法行為等によるコンプライアンスリスクを極小化するため、親会社NISグループ株式会社が設置、運営する「内部通報制度」の利用及びその社内浸透を図る。
- ④ 「経営管理部」は、「内部監査部」、「事務企画部」、「法務部」と連携し、コンプライアンスの全取締役及び使用人への浸透を図るため、定期的な研修を行う。

## (2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報及び文書等に関して、「文書管理規程」「文書管理細則」に基づき、適切に保存及び管理するものとする。また、これらの規程を必要に応じて改訂し、又は関連規程等との調整を図るものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「経営管理部」をリスク管理統括部門とし、リスク管理規程等の整備とその運用を図る。
- ② 「経営管理部」は、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ③ 新たに生じたリスクに対応するため、必要に応じ、社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役又は部署長を定める。
- ④ リスクその他重要事実の開示体制については、「内部者取引管理規程」に定める当社内部情報の管理に基づき体制を整備する。
- ⑤ 「経営管理部」は、全取締役及び使用人について研修を実施し、リスク管理に関する個々の意識醸成を促す。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の経営戦略決定を受けて、迅速に職務を執行できる体制を構築し、経営・監督と業務執行の責任と権限を明確化する。

- ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ② 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき事業計画を策定し、各部門においては、計画達成に向け具体的な行動計画を立案する。
- ③ 通常の職務遂行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、権限と責任を明確化する。

## (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループにおける業務の適正を確保するため、以下のとおり体制を整備することとする。

- ① 親会社NISグループ株式会社が制定するグループ共通の経営理念、行動指針を遵守する。
- ② 「経営管理部」は、グループの業務の円滑化を図るとともに、「関連会社管理規程」等グループ管理に関する諸規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。

③「内部監査部」は、定期的にグループ会社の監査（業務監査、内部統制監査等）を行うこととし、業務の適正化を推進する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、必要に応じて監査役を補佐する専任スタッフを配置することができる。また、「内部監査部」を中心とした関係各部門は監査役をサポートする。

**(7) 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項**

監査役を補佐する専任スタッフに関する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 全取締役及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは、以下のとおりとする。
  - ・ 法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは当該事実
  - ・ 内部統制システムの構築状況及び運用状況
  - ・ 内部監査部の活動状況
  - ・ 内部通報制度の運用状況及び通報内容
  - ・ 業績及び業績予想の内容及び財務報告に関する重要開示事項の内容
  - ・ 当社の重要な会計方針及び会計基準の変更及びその影響

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役による実効的な監査のため、以下の事項を確保するものとする。

- ① 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査役の経営会議その他の重要な会議への出席等、会社の重要情報に対する監査役のアクセスを保障する。
- ② 監査役会が、その職務を遂行する上で必要とされるときは会計士等の外部専門家の助言等を受けることができることを保障する。

#### (10) 反社会的勢力に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求等に対する対応統括並びに責任部署を経営管理部人事総務課とし、情報を一元管理し、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備に努めております。また、同部署は日頃より管轄警察署との関係構築に努めており、反社会的勢力の関与が発生した際には、速やかに連絡をし対応することとしております。

債権管理回収業を行うにあたっては「債権回収マニュアル」に「暴力団等の特殊団体介入時の対応心構え」を定め、社内外の関係部署と協力しながら、債権管理回収業務への反社会的勢力の参入排除に努めることとしております。

なお、当社は「警視庁管内サービサー暴力団排除協議会」(債権回収業の営業許可を受けたものは入会が義務付けられております)の会員であり、同会が定期的に開催する研修に参加し反社会的勢力の情報収集や不当要求に対する具体的な対応要領等の講習を受講しております。

---

(注) この事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てしております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。



## 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>50,835</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>36,020</b>
現金及び預金	1,618	短期借入金	17,014
買取債権	28,750	1年内返済予定長期借入金	15,796
買取不動産	19,145	1年内償還予定社債	130
繰延税金資産	1,571	未払法人税等	1,806
その他	3,223	役員賞与引当金	12
貸倒引当金	△3,473	その他	1,261
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,882</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,141</b>
有形固定資産	28	社 債	750
建 物	20	長期借入金	9,391
器 具 備 品	7	そ の 他	0
無形固定資産	12	<b>負 債 合 計</b>	<b>46,162</b>
投資その他の資産	5,841	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	5,107	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,945</b>
関係会社長期貸付金	527	資 本 金	1,736
繰延税金資産	58	資 本 剰 余 金	1,522
その他	164	利 益 剰 余 金	5,686
貸倒引当金	△16	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△23</b>
		その他有価証券評価差額金	△23
		繰延ヘッジ損益	△0
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>102</b>
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>1,531</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,555</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>56,717</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>56,717</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>I 営業収益</b>		
買取債権回収高	18,792	
買取不動産売却高	4,326	
その他	4,739	27,859
<b>II 営業費用</b>		
債権回収原価	12,904	
買取不動産売却原価	4,784	
その他原価	123	17,812
<b>営業総利益</b>		<b>10,046</b>
<b>III 販売費及び一般管理費</b>		5,170
<b>営業利益</b>		<b>4,875</b>
<b>IV 営業外収益</b>		
受取利息	25	
消費税等免除益	4	
その他	9	40
<b>V 営業外費用</b>		
支払利息	1,258	
融資手数料	242	
その他	169	1,670
<b>経常利益</b>		<b>3,245</b>
<b>VI 特別利益</b>		
新株予約権戻入益	12	12
<b>VII 特別損失</b>		
投資有価証券評価損	167	167
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>3,090</b>
法人税、住民税及び事業税	2,393	
法人税等調整額	△672	1,721
少数株主利益		110
<b>当期純利益</b>		<b>1,258</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高	1,731	1,517	5,313	8,561
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	5	4	—	10
剰 余 金 の 配 当	—	—	△884	△884
当 期 純 利 益	—	—	1,258	1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	5	4	373	383
平成20年3月31日残高	1,736	1,522	5,686	8,945

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成19年3月31日残高	—	△0	△0	114	1,082	9,758
連結会計年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	—	—	10
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△884
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△23	0	△22	△12	448	413
連結会計年度中の変動額合計	△23	0	△22	△12	448	797
平成20年3月31日残高	△23	△0	△23	102	1,531	10,555

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

- (1) 連結子会社の数 23社
- (2) 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他20社
- (3) 当連結会計年度に新たに設立した2社及び出資持分の過半数以上を取得した4社を合わせて計6社増加しております。

なお、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた(有)新日本創造ファンドは、匿名組合出資の払戻により支配力がなくなったため、連結の範囲から除外しております。

また、(有)西新宿インベストメンツ及び、有限責任中間法人西新宿トラスト・ワンについては、平成20年3月21日及び、平成20年3月26日付でそれぞれ清算終了したため、当連結会計年度末において連結の範囲より除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書を連結しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社数 11社
- (2) 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他5社
- (3) 当連結会計年度において新たに設立したNTP(株)、その他1社の計2社が持分法適用関連会社として増加しております。
- (4) 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・スリー及び(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ並びにその他2社は、同社の決算に基づく計算書類を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・ツー並びにその他1社は、同社の仮決算に係る第3四半期計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
連結子会社11社	12月31日
連結子会社3社	2月29日

なお、連結子会社については、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

② デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

（会計処理の変更）

当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。

なお、この変更による営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費…支出時に全額費用として処理しております。

#### ② リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### ③ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段と対象

- ・ヘッジ手段……デリバティブ取引(金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金)
- ・ヘッジ方針……資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。
- ・ヘッジ有効性の評価方法……ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。

#### ④ 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。

また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

⑤ 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。

（会計処理の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）に基づき、買取不動産の時価を算定する受入準備が整った当連結会計年度末から同会計基準を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて買取不動産評価損947百万円を営業費用（買取不動産売却原価）に計上し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 表示方法の変更

当社の連結計算書類に記載される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

なお、比較を容易にするため、前連結会計年度についても百万円単位に組替え表示しております。

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において投資その他の資産の「出資金」に含めておりました一部の匿名組合契約上の権利（前連結会計年度 4,323百万円、当連結会計年度 3,641百万円）は、金融商品取引法の施行により、みなし有価証券の範囲に含まれたことに伴い、当連結会計年度より、投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「出資金」（当連結会計年度 1百万円）は、資産総額の100分の5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「匿名組合出資収益」(当連結会計年度 2百万円)は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価の方法に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

## II. 連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

買取債権	8,229百万円
買取不動産	15,213百万円
合計	23,442百万円

上記に対応する債務

短期借入金	5,034百万円
1年内返済予定長期借入金	8,049百万円
長期借入金	5,865百万円
合計	18,949百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23百万円



### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書の注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,087,360株

2. 配当に関する事項  
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月8日 取締役会	普通株式	433	400	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日
平成19年11月6日 取締役会	普通株式	451	415	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日
計		884			

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 7,810株

### Ⅳ. 1株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額 8,204円92銭

2. 1株当たり当期純利益 1,157円94銭

・ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の当期純利益 1,258百万円

普通株式に係る当期純利益 1,258百万円

普通株主に帰属しない金額の内訳 ー 百万円

・ 普通株式の期中平均株式数 1,086,523株

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>24,617</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>33,302</b>
現金及び預金	732	短期借入金	17,014
買 取 債 権	23,711	1年内返済予定長期借入金	15,796
買 取 不 動 産	8	1年内償還予定社債	130
前 払 費 用	53	未 払 金	43
繰 延 税 金 資 産	935	未 払 費 用	232
未 収 収 益	554	預 り 金	18
関係会社短期貸付金	833	役員賞与引当金	11
預 け 金	170	そ の 他	55
未収還付法人税等	653	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,341</b>
そ の 他	45	社 債	750
貸 倒 引 当 金	△3,080	長 期 借 入 金	7,591
<b>固 定 資 産</b>	<b>22,958</b>	そ の 他	0
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>27</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>41,643</b>
建 物	20	<b>純 資 産 の 部</b>	
器 具 備 品	7	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,854</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10</b>	資 本 金	1,736
ソ フ ト ウ ェ ア	10	資 本 剰 余 金	1,522
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>22,921</b>	資 本 準 備 金	1,522
投 資 有 価 証 券	839	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,595</b>
関 係 会 社 株 式	107	利 益 準 備 金	2
出 資 金	1	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,593
その他の関係会社有価証券	7	別 途 積 立 金	1,500
関係会社長期貸付金	21,814	繰 越 利 益 剰 余 金	1,093
長 期 前 払 費 用	7	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△23</b>
繰 延 税 金 資 産	44	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△23
そ の 他	105	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
貸 倒 引 当 金	△5	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>102</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>47,576</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,933</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>47,576</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>I 営業収益</b>		
買取債権回収高	9,986	
買取不動産売却高	7	
その他の	139	10,133
<b>II 営業費用</b>		
債権回収原価	5,912	
買取不動産売却原価	9	
その他の原価	0	5,921
<b>営業総利益</b>		<b>4,211</b>
<b>III 販売費及び一般管理費</b>		<b>3,603</b>
<b>営業利益</b>		<b>608</b>
<b>IV 営業外収益</b>		
受取利息	981	
受取配当金	7	
その他の	8	997
<b>V 営業外費用</b>		
支払利息	1,199	
社債利息	11	
融資手数料	242	
その他の	87	1,540
<b>経常利益</b>		<b>65</b>
<b>VI 特別利益</b>		
新株予約権戻入益	12	
関係会社特別配当金	1,020	1,032
<b>VII 特別損失</b>		
投資有価証券評価損	167	
関係会社株式評価損	6	
その他の関係会社有価証券評価損	4	178
<b>税引前当期純利益</b>		<b>918</b>
法人税、住民税及び事業税	128	
法人税等調整額	△86	41
<b>当期純利益</b>		<b>877</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 別途積立金	剰余金 繰越利益 剰 余 金	
平成19年3月31日残高	1,731	1,517	1,517	2	1,500	1,101	2,603
事業年度中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	5	4	4	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△884	△884
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	877	877
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	5	4	4	—	—	△7	△7
平成20年3月31日残高	1,736	1,522	1,522	2	1,500	1,093	2,595

(単位：百万円)

	株主資本	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	5,851	—	△0	△0	114	5,965
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	10	—	—	—	—	10
剰 余 金 の 配 当	△884	—	—	—	—	△884
当 期 純 利 益	877	—	—	—	—	877
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	△23	0	△22	△12	△34
事業年度中の変動額合計	2	△23	0	△22	△12	△32
平成20年3月31日残高	5,854	△23	△0	△23	102	5,933

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

##### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

（会計処理の変更）

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。

なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……均等償却によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (3) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段と対象

- ・ヘッジ手段……デリバティブ取引（金利スワップ取引）
- ・ヘッジ対象……市場金利の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金）
- ・ヘッジ方針……資金調達における金利の急激な変動が損益及びキャッシュ・フローに与える影響をヘッジすることを目的としております。
- ・ヘッジ有効性の評価方法……ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅等について、一定の相関性を判定することにより評価しております。

##### (4) 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。

（棚卸資産の評価に関する会計基準の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日企業会計基準第9号）に基づき、買取不動産の時価を算定する受入準備が整った当事業年度末から同会計基準を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて買取不動産評価損1百万円を営業費

用に計上し、営業利益及び経常利益、税引前当期純利益が同額減少しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。

6. 表示方法の変更

当社の計算書類に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

なお、比較を容易にするため、前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「未収収益」（前事業年度 534百万円）は、資産総額の100分の1超となったため、区分掲記しております。

(損益計算書関係)

前事業年度まで区分掲記しておりました「匿名組合出資収益」（当事業年度 2百万円）は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

## II. 貸借対照表の注記

### 1. 担保に供している資産

買取債権	8,229百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	5,034百万円
1年内返済予定長期借入金	8,049百万円
長期借入金	4,065百万円
合計	17,149百万円

なお、上記以外に子会社の買取不動産12,476百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23百万円

### 3. 関係会社に対する資産

未収収益 554百万円

### 4. 関係会社に対する負債

短期借入金 10,550百万円

## III. 損益計算書の注記

関係会社に対する取引高

営業取引以外の取引高

受取利息 976百万円

支払利息 302百万円

## IV. 株主資本等変動計算書の注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。



## V. 税効果会計の注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

#### 繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	931百万円
貸倒損失自己否認額	7百万円
債権回収費用自己否認額	6百万円
未実現利益に係る一時差異	22百万円
株式報酬費用否認額	41百万円
投資有価証券評価損否認額	68百万円
その他	7百万円
評価性引当額	△72百万円
繰延税金資産合計	<u>1,011百万円</u>

#### 繰延税金負債

未収事業税	31百万円
繰延税金負債合計	<u>31百万円</u>
繰延税金資産純額	<u>980百万円</u>

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△45.4%
評価性引当額の増加	7.9%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>4.5%</u>

## VI. リースにより使用する固定資産の注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ・システム一式等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器具備品	17	7	10
ソフトウェア	90	68	21
合計	107	75	32

### 2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	16百万円
1年超	16百万円
合計	32百万円

### 3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	24百万円
減価償却費相当額	23百万円
支払利息相当額	0百万円

### 4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

#### ・ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### ・ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。

## Ⅶ. 関連当事者との取引の注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	NISグループ(株)	73.6(直接)	資金の借入	資金の借入	14,650	短期借入金	10,550
				利息の支払	302	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入に係る利息については、一般市中金利等を参考にして、両社協議の上決定しております。

### 2. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	100.0(直接)	資金の貸付	資金の貸付	14,802	関係会社 長期貸付金	21,497
				利息の受取	960	関係会社 短期貸付金	796
				当社の金融機関借入金に対する不動産の担保提供(注)2	12,476	未収収益	551
						—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付に係る利息については、一般市中金利等を参考にして、両社協議の上決定しております。

## Ⅷ. 1株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額 5,362円28銭
2. 1株当たり当期純利益 807円59銭
  - ・ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎
 

損益計算書上の当期純利益	877百万円
普通株式に係る当期純利益	877百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳	— 百万円
  - ・ 普通株式の期中平均株式数 1,086,523株

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

ニッシン債権回収 株式会社  
取締役 会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

ニッシン債権回収 株式会社  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5月16日

ニッシン債権回収株式会社

常勤監査役 森 田 昌 弘 ㊟

常勤監査役 大 森 廣 行 ㊟

社外監査役 吉 本 修 二 ㊟

社外監査役 山 田 啓 之 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	合田 益己 (昭和29年5月13日)	昭和54年6月 日新商事（現NISグループ株式会社）入社 平成12年10月 同社管理部長 平成13年7月 当社取締役審査部長 平成14年6月 当社取締役審査部長兼総務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長 平成16年1月 当社常務取締役総務部長 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年7月 当社常務取締役事業開発部長 平成18年7月 当社常務取締役 平成18年8月 当社常務取締役兼執行役員 平成19年6月 当社代表取締役社長兼執行役員（現任）	6,723株
2	山口 達也 (昭和46年4月5日)	平成6年4月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）入社 平成15年10月 同社経営企画部副部長 平成16年3月 当社経営企画部長 平成17年11月 当社経営企画部長兼総務部長 平成18年8月 当社執行役員経営管理部長 平成19年6月 当社常務取締役兼執行役員経営管理部長（現任）	2,017株
3	森 泉 浩一 (昭和42年4月3日)	平成15年11月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ取締役 平成17年2月 当社アセットマネジメント部副部長 平成17年7月 当社アセットマネジメント部長付部長 平成17年9月 当社アセットマネジメント部長 平成18年8月 当社執行役員アセットマネジメント部長 平成19年6月 当社取締役兼執行役員アセットマネジメント部長 平成19年12月 当社取締役兼執行役員投資事業長（現任）	59株
4	豊 嶋 秀直 (昭和14年3月30日)	昭和40年4月 東京地方検察庁検事 昭和63年12月 東京高等検察庁検事 平成5年7月 最高検察庁検事 平成9年12月 公安調査庁長官 平成12年11月 福岡高等検察庁検事長 平成13年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成17年6月 当社取締役 平成18年8月 当社取締役兼執行役員（現任）	41株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
5	清水克敏 (昭和29年4月9日)	平成11年4月 株式会社リサ・パートナーズ取締役 平成14年10月 株式会社エイマックス取締役 平成15年6月 当社審査部長 平成16年1月 当社取締役審査部長 平成16年3月 当社取締役アセットマネジメント部長 平成17年9月 当社取締役アセットマネジメント部担当 平成18年6月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）取締役 平成18年8月 当社取締役（現任） 平成19年6月 NISグループ株式会社常務取締役（現任） (他の法人等の代表状況) NIS不動産株式会社代表取締役会長	1,791株
6	寄岡秀夫 (昭和3年5月14日)	昭和35年5月 株式会社日新商事（現NISグループ株式会社）代表取締役社長 平成12年6月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）代表取締役会長 平成13年5月 株式会社日新ビル代表取締役社長（現任） 平成15年10月 当社監査役 平成16年1月 当社取締役（現任） 平成18年6月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）取締役相談役 平成20年2月 NISグループ株式会社特別顧問（現任） (他の法人等の代表状況) 株式会社日新ビル代表取締役社長	416株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 豊嶋秀直氏は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士候補者であります。
3. 清水克敏氏は、当社の親会社であるNISグループ株式会社の常務取締役を兼任しております。
4. 寄岡秀夫氏は、社外取締役候補者であります。  
寄岡秀夫氏を社外取締役とした理由は、同氏は、当社の親会社であるNISグループ株式会社の創業者であり、金融業界で培われた専門的な知識や企業経営における豊富な経験に基づく助言等が、当社の事業推進並びに経営監督とチェック機能に資するものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
寄岡秀夫氏は、当社の親会社であるNISグループ株式会社の特別顧問であります。また、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年5ヶ月となります。  
なお、当社は寄岡秀夫氏との間で責任限度額を金1,000万円又は法令の定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

# インターネットでの議決権行使について

## 1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

## 2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。
- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

## 3. ご利用環境

パソコンをご利用の場合

- ◎ パ ソ コ ン Windows®機種  
(PDA、携帯電話、ゲーム機には対応しておりません。)
- ◎ ブ ラ ウ ザ Microsoft® Internet Explorer5.5以上
- ◎ インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎ 画 面 解 像 度 1024×768以上をご推奨いたします。

\*Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

#### 4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

#### 5. お問い合わせ先について

- 1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**  
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）  
(受付時間 9：00～21：00 土日休日を除く)
- 2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部  
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）  
(受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く)

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿二丁目7番2号  
ハイアットリージェンシー東京  
地下1階 センチュールーム



## ●交通機関

- 東京メトロ丸ノ内線西新宿駅 徒歩4分
- 都営大江戸線都庁前駅に直結
- JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口） 徒歩9分

新宿駅西口小田急ハルク前からハイアットリージェンシー東京まで、シャトルバス（無料送迎バス、定員27名）を運行しております。